

30 障害福祉サービス等

担当：福祉課

障害福祉サービス等は、障害のある人や、指定の難病のある人が、地域で安心して暮らせるよう提供されるサービスです。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の所持者。発達障害をお持ちの方や難病患者の方も受給できます。

ただし、介護保険対象者の方は、介護保険のサービスが原則優先されます。

2 障害福祉サービス

(1) 介護給付（利用にあたり、障害支援区分の認定が必要になります。）

ア 居宅介護

入浴、排せつ、食事の介護、家事に関する助言や相談、通院の介助等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

ウ 同行援護

移動に困難を有する視覚障害者の方に外出時に同行し、情報提供や移動の援護等の支援を行います。

エ 行動援護

障害により行動が困難で常時介護が必要な方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の介護等を行います。

オ 療養介護

病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする方に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

カ 生活介護

常に介護が必要な方に入浴や排せつ、食事の介護や創作等の活動を提供します。

キ 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設へ入所します。

ク 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

ケ 施設入所支援

施設に入所している方に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(2) 訓練等給付

ア 自立訓練（機能・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5章 障害福祉サービス等

イ 就労移行支援

就労を希望し、通常の事業所への就労が見込まれる方に、必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、必要な相談等の支援を行います。

ウ 就労継続支援A・B型

一般企業等での就労が困難な方に、生産活動等の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

エ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労された方に対し、就労の継続を図るために必要な企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行うとともに、雇用に伴い生じる問題に関する相談、指導、助言を行います。

オ 自立生活援助

施設や共同生活援助等の施設を利用していた方が、居宅での自立生活のために、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて、相談に応じるなどの必要な援助を行います。

カ 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を行う住居にて相談、日常生活上の援助を行います。

(3) 地域相談支援給付

ア 地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するために必要な支援、相談を行います。

イ 地域定着支援

居宅にて単身等で生活する障害者の方に対し、相談を行います。

3 地域生活支援事業（地域で生活するための支援を提供します。）

(1) 移動支援事業

屋外への移動が困難な障害者の方が、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などで外出する際に支援をします。

(2) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、見守り等が必要な方に日中活動の場を提供し、見守り及び社会適応訓練を行います。

(3) 生活サポート事業

障害支援区分が非該当となった方が地域での自立をはかるために、日常生活や家事に関する支援を行います。

4 障害児通所支援事業（児童福祉法）（障害児に対する訓練等を行います。）

(1) 児童発達支援

未就学児を日中施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練などを行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している児童を授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対し集団生活への適応のための支援等を行います。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

外出できない障害児の自宅等を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練などを行います。

5 制度利用の流れ

(1) まずは、相談をしましょう

サービスの利用を希望する方は、福祉課や碧南ふれあい相談支援事業所（社会福祉協議会内）にて相談を受けられます。手続きの詳細や事業所情報など、まずはご相談ください。連絡先は【巻頭 「相談窓口」】でご確認ください。

(2) 利用申請をしましょう。

必要なサービスを選択し、福祉課窓口で申請をします。

申請者は、利用者本人、利用者が18歳未満の場合は保護者です。本人の申請が困難な場合は、代理人による申請もできます。申請に必要なものはサービスにより異なります。その都度お問い合わせ下さい。

(3) 申請に基づき調査が行われます。

利用者の心身の状況や介護を行う方の状況などについて、認定調査員が利用者本人又は保護者から聞き取り調査を行います。

(4) 調査に基づき判定が行われます。（※区分認定が必要なサービスのみ）

調査結果に応じて市で一次判定を行います。一次判定結果及び医師意見書を基に、審査会で二次判定を行います。審査会は、障害保健福祉に詳しい委員で構成されます。

(5) 障害支援区分が認定されます。（※区分認定が必要なサービスのみ）

審査会の結果を受けて、障害支援区分が認定されます。

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1から6まで：数字の大きい方が重度）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービスが受けられるよう導入されています。

(6) サービス利用計画等の提出（※地域生活支援事業のみを利用する場合は不要）

サービスの利用計画を提出します。相談支援事業所等（指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）が計画を作成し、福祉課に提出されます。（※1）

(7) 支給が決定され、「受給者証」が交付されます。

聞き取りを行った内容やサービス利用計画を審査し、支給が適切と認められたときは、サービスの支給量や支給期間、利用者負担額などが決定され、その内容が記載された「受給者証」が交付されます。受給者証の内容に変更があった場合、利用者が市外へ転出された又は亡くなられた場合は、受給者証の変更、返還等の手続きが必要です。福祉課窓口へお越しください。

ア 障害福祉サービスの場合 「障害福祉サービス受給者証」

イ 地域生活支援事業の場合 「地域生活支援事業受給者証」

ウ 障害児通所支援事業の場合 「通所受給者証」

(8) 事業者・施設と契約します。（※1）

支給が決定したら、事業者・施設に「受給者証」を提示して、サービスを利用するための契約を行います。契約はサービス内容をよく確認してから行ってください。

第5章 障害福祉サービス等

(9) サービスを利用します。

サービスは決められた量（支給量）や期間（支給期間）の範囲内で利用ができます。利用者も事業者や施設の利用状況を確認しておくことが必要です。

(10) 利用者負担額を支払います。

利用者又は扶養義務者は、サービス利用料を事業者・施設に支払います。個別に利用者負担上限月額が設定されます。詳細は、【6 利用者負担額】をご確認ください。

※1 市内の指定特定相談支援事業所、事業者・施設については、【90ページ 「75 碧南市内の障害者（児）関係施設・事業所」】をご確認ください。

また、「碧南市自立支援協議会こども部会」で作成を行った「きつずサービスガイド」では障害児向けの事業所情報を掲載しています。詳しくはホームページをご覧ください。URL：<https://hekinan-shakyo.jp/kidssupport/>



6 利用者負担額

利用したサービスに応じて利用料の1割を負担していただきます。所得に応じて以下の3区分の月額負担上限額が設定されます。一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※サービス利用料以外の雑費及び食費等については自己負担となります。ご注意ください。詳しくは事業所ごとに異なります。事業所へご確認ください。

(1) 各所得区分における負担上限月額

| 所得区分 | 対象者の世帯 | 負担上限月額 | |
|------|----------|--|---------|
| 生活保護 | 生活保護世帯 | 0円 | |
| 低所得 | 市民税非課税世帯 | 0円 | |
| 一般 | 市民税課税世帯 | 障害者本人が18歳未満で、市民税の所得割の世帯合計が、 <u>28万円未満</u> | 4,600円 |
| | | 障害者本人が18歳以上で、市民税の所得割の本人と配偶者の合計が、 <u>16万円未満</u> （施設入所者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。） | 9,300円 |
| | | 上記以外 | 37,200円 |

(2) 児童発達支援事業等の無償化

3歳児から5歳児までの児童に対する障害児通所支援事業費は、上記に関わらず無償で提供できます。

(3) 施設入所者、グループホーム利用者

施設入所者（20歳以上）、グループホーム利用者で、所得・住所・資産要件を満たしている場合、定率負担部分を軽減する個別減免があります。